

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行個）諮問第199号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行個）答申第127号）

事件名：本人が特定日付けで提出した行政手続法に基づく申出書に対する処理経過等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月11日付け総財務第87号により総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

特定年月日A、本件対象保有個人情報の開示請求に対して、平成29年7月11日付け総財務第87号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないため。」として、全部非開示（「不開示」を指す。以下、第2において同じ。）としました。

総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号）13条に「文書主義の原則」が規定されており、「国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、文書を作成しなければならない。」のであるから、総務省が法令及び訓令に基づいた業務処理を行っていれば、国民からの法令違反の通報という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されているはずです。

今回、当方の保有個人情報の開示請求に対して、総務省自治財政局財務調査課企画係から「保有個人情報の開示をしない旨の決定について

（通知）」が届いたが、当方の「行政手続法に基づく法令違反通報の申出書」（以下「申出書」という。）を自治財政局財務調査課企関係が担当し、何故、1年間近く放置しているのかを適切に説明できる行政文書が総務省には存在するはずなので、適正に特定し、開示してください。

当方の申出書が総務省に届いた段階で、しかるべき職員に供覧して、対応を検討等した文書及び特定市等の法令違反を放置できるとした文書が存在しなければ、「法令違反の通報」というものが「絵に描いた餅」になり、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRしている総務省が省をあげて国民を愚弄していることとなります。よもや、総務省が国民を愚弄することは考えられないので、当方の請求を満たす行政文書を適正に特定し、開示を求めます。

以上の理由から、法令及び訓令に基づく公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、行政不服審査法に規定する審査請求を行います。

## （2）意見書

審査請求人から平成30年2月6日付け（同月7日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法13条1項の規定に基づいて行った特定年月日A付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法18条2項の規定に基づいて行った原処分を不服として、特定年月日B付けをもって行われたものである。

### 2 本件審査請求の対象となった保有個人情報

#### （1）本件開示請求の内容

別紙のとおり。

#### （2）原処分について

処分庁では、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有しておらず、不存在であるため、これを理由とする原処分を行い、平成29年7月11日付け総財務第87号をもって審査請求人に通知したところである。

### 3 審査請求について

審査請求人は、特定年月日A付け（特定年月日C付け受理）で、原処分に対し、下記の理由により、処分を取り消し、本件開示請求内容を満

たす行政文書等を特定して、開示を求める審査請求を行った。

(審査請求理由)

上記第2の2(1)のとおり。

#### 4 諮問庁の意見

審査請求人が特定年月日D付けで総務大臣に提出した申出書は、特定市及び特定市立大学の法令違反に対する行政手続法36条の3の規定に基づく申出であり、地方独立行政法人法122条3項に基づく是正命令等を求めたものである。

しかしながら、申出書の中で違反とされる法令は、刑法及び個人情報保護法であり、総務省の所管する法令でないことは明らかであることから、総務省では対応できないものと判断した。その過程において、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得するということには行っていない。また、状況確認のために、特定市及び特定市立大学に対しては、電話による聴取を行っているが、その過程においても、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得するということには行っていない。

また、本件審査請求を受けて、念のため本件対象保有個人情報が記録された文書について、執務室内、書庫及び共有ドライブを探索したが、その存在は確認できなかった。

以上のとおり、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得はしておらず、保有していないこと、また、行政手続法36条の3では、申出を受け付けた行政庁等が、申出人に対し通知する義務は課せられない制度となっているため、審査請求人の「何故、1年間近く放置しているのかを適切に説明できる行政文書が総務省には存在するはず」という理由をもって、全部非開示(不開示)とすることが不適切であるとの主張は認められないことから、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月26日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年2月7日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年8月6日      | 審議            |
| ⑤ | 同年10月9日     | 審議            |
| ⑥ | 同月26日       | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報(本件対

象保有個人情報)の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の4のとおり、当該法令違反の申出について、申出書の中で違反とされる法令は、刑法及び個人情報保護法であり、総務省の所管する法令でないことは明らかであることから、総務省では対応できないものと判断した旨説明するので、諮問庁から申出書の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、申出書の内容は、審査請求人が、総務大臣に対し、特定市及び特定市立大学の法令（刑法及び個人情報保護法）違反について、行政手続法36条の3の規定に基づく法令違反の申出を行ったというものであり、具体的には、当該法令違反を理由として地方独立行政法人法122条3項の是正命令及び地方自治法245条の5の是正の要求又は同法245条の7の是正の指示等の処分を求める内容のものであると認められる。
- (2) そこで、処分庁における申出書への対応の経緯について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、処分庁においては、申出書を受理した後、速やかに特定市及び特定市立大学に対して電話により事情を聴取したが、審査請求人が主張するような法令違反が行われているのかどうかの状況が判然とせず、直ちに地方独立行政法人法に基づく是正が必要とまでは判断できなかったことから、その過程において、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得してはいない旨説明する（なお、地方自治法245条の5の是正の要求や同法245条の7の是正の指示等については、行政手続法4条1項により、同法の適用が除外されることは明らかである。）。
- (3) この点、行政手続法36条の3によれば、法令違反の通報の申出を受けた行政庁又は行政機関は、必要な調査を行わなければならないとされているが、その具体的な内容及び手法については、各行政庁又は行政機関において適切に判断するものと解されていること（「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」（平成26年11月28日付け総管第93号）の3（4）参照）を踏まえ、申出書の記載内容等に照らして検討すると、上記（2）の諮問庁の説明は、不自然、不合理なものとはまではいえず、これを是認せざるを得ない。

(4) なお、本件対象保有個人情報記録された行政文書の探索の範囲及び方法については、上記第3の4のとおり、処分庁の執務室内、書庫及び共用ドライブを探索したとのことであり、探索の範囲及び方法に特段の問題があるとは認められない。

(5) 以上によれば、総務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

「行政手続法に基づく法令違反通報の申出書（特定年月日D付け）に対する総務省の現在までの処理経過及び今後の対応の分かるもの全て（電子メール等も含む。）」